

## テキスト・マイニングを用いた方面委員による事例記録の分析(2)

### An Analysis of the *Homen-iin* Records by Using Text Mining (2)

坪井 真\*

Makoto Tsuboi

#### I. 研究目的と分析の対象・方法

本稿は、方面委員の「活動」(従属変数:実践の内在的諸要素)に対する「場」(独立変数:実践に対する外在的要因)の影響を共時的・通時的な側面から分析・考察する研究の一環である(坪井2008a, 2008b)。具体的には、方面委員の事例記録における実践の内在的諸要素(従属変数)と実践に対する外在的要因(独立変数)を特定するため、事例記録をテキスト型データ(具体的には事例記録のキーワード群)に変換し、抽出した各データを共通のプロセスで分析する。

また、本稿で分析対象とする方面委員の事例記録(全日本方面委員連盟1934—1942)は、拙稿(坪井2008b)と同じく『方面委員叢書』各号に掲載されたテキスト型データ(「一般取扱」「生業扶助」「軍事扶助」「進展事例」の事例記録)である<sup>1)</sup>。既に発表した拙稿(坪井2008)では、方面委員の組織特性類型(I~Ⅷ)<sup>2)</sup>から代表事例を抽出し、その特性を分析した。そこで本稿は、上記の代表事例(大阪府・京都府・長崎県・東京府・富山県・青森県・佐賀県)も含めた12行政区画(道府県単位)の事例記録を分析対象とする<sup>3)</sup>。

さらに抽出した事例記録は以下のプロセスで分析する。①WordMiner<sup>®</sup>(テキスト・マイニングのソフトウェア)を用いて、方面委員の事例記録を分析し、キーワード群を抽出する。②抽出した

キーワード群を本研究が設定した従属変数(方面委員による実践の内在的諸要素)と独立変数(方面委員の実践を取り巻く外在的要因)に基づき分類する。③キーワード群の分類状況から、当該事例記録における実践の内在的諸要素(従属変数)と実践に対する外在的要因(独立変数)を特定する。なお、事例記録から抽出したキーワード群を分類する基準は表1のとおりである<sup>4)</sup>。

#### II. テキスト・マイニングを用いたキーワード群の抽出と分析

本稿が分析対象とした方面委員の事例記録をWordMiner<sup>®</sup>(テキスト・マイニングのソフトウェア)で分析し、キーワード群を抽出した。その結果は以下のとおりである<sup>5)</sup>。

##### 1. 大阪府における事例記録の分析

(1) 大阪府①『前非を悔いてぬかづく墓前一前科十三犯を精算して四十幾年目に一』(一般取扱1934)

表2は、大阪府①の事例記録から抽出されたキーワード群(総数394)のうち、分類項目1~8(表1)に該当するキーワードである。

(2) 大阪府② 無題(進展事例1935)

表3は、大阪府①の事例記録から抽出されたキーワード群(総数116)のうち、分類項目1~8(表1)に該当するキーワードである。

\*社会福祉学部准教授

表1 抽出したキーワードの分類基準

| 番号 | 分類項目   | 分類基準   |
|----|--------|--|
| 0  | その他    | 下記1～8に該当しないキーワード（ソストウエアの区切り方が不適切なキーワードなども含む） |
| 1  | 実践主体   | 方面委員個人・組織、社会事業・教育・医療・行政・軍関係者・組織に関するキーワード     |
| 2  | 実践の対象者 | 方面委員による実践の対象者（個人・家族）および対象者に関わるキーワード          |
| 3  | 実践の内容  | 方面委員個人・組織、関係者・組織の取り組み（活動・事業など）に関するキーワード      |
| 4  | 実践の目的  | 方面委員による実践の目的（対象者に対する指導方針など）を示すキーワード          |
| 5  | 実践の方法  | 方面委員による実践の方法（個別処遇など）を示すキーワード                 |
| 6  | 政策・制度  | 救護法（生業扶助）・軍事扶助法（軍事扶助）など実践に関連する政策・制度のキーワード    |
| 7  | 所属組織   | 方面委員が所属する行政区画単位の組織や方面委員大会（組織的運動）などのキーワード     |
| 8  | 実践地域   | 方面委員が活動する地域（地名など）のキーワード                      |

表2 抽出したキーワード（大阪府①）

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード  |
|----|--------|--|
| 1  | 実践主体   | 常務委員 大阪府庁舎新築 XX婦人会 恩賜財団済生会 後援会役員会 再び府社会課 財団済生会 市立市民病院 A常務委員 B方面囑託医 C委員 D委員 村役場 大阪府庁舎 E委員 同婦人会 F書記 日本慈済会 婦人会訪問 府社会課 方面委員 方面後援会 方面後援会役員会 方面事務所 方面事務所使丁 無給奉職 両委員  |
| 2  | 実践の対象者 | 月給参拾円 xx紡績守衛 ランプ外交員 医療生活 一面家賃滞納数ヶ月 横領事件 横領事件発覚 家屋明渡し 家賃滞納数ヶ月 家庭状況 火災保険 学校入学 帰国云々 義男xx 義男一家 義男帰宅 苦悩極度 兄弟親族 結核性骨髄骨膜炎 月間帳簿整理 月給金参拾円 元年八月八日生 源吉 戸籍上 荒川政洋服店主 高等女学校入学 高木テルノ 骨髄骨膜炎 此間一児 再び罪 再発臥床 三度転居 死亡葬儀 死亡葬儀斡旋 事件発覚 事務所使丁 自転車車用ランプ外交員 収入皆無 収入不足 就職先XX 就労不能 就労不能臥床 住吉義男 住吉小夜子 十一年退職 十三犯 十二月二十六日退職 所盲腹炎 親族一統相集ひ一夜 親族一同 全治退院 掃除婦 相当借財 大正七年義男 大正十一年退職 第一種カード 天地清浄極悪 同年未過労 内縁関係 内縁妻 二十六日退職 日給金七拾円 入学及生活 妊娠中 年末過労 発熱臥床 病臥中 病再発 不能臥床 夫婦共稼ぎ 扶養関係者 文書偽造 紡績守衛 盲腹炎 洋服裁縫職 洋服店主 |
| 3  | 実践の内容  | 斡旋方交渉 衣類調製 援助及生活 援助不能 救恤金品等 交通杜絶 慈恵資金 身分証明 前科抹消 葬儀斡旋 昼間保育 帳簿整理 当方面救恤金 特別慈恵 入院施療 入院治療 方面救恤金 方面救恤金品等 生活費補助   |
| 4  | 実践の目的  | 斡旋調停 向上更生 指導方針 慈恵 失業者救済 生活安定 生活保証 精神的教化 乳児保護 物質的援助   |
| 6  | 政策・制度  | 乳児保護資金 保護資金  |
| 7  | 所属組織   | 方面委員会  |
| 8  | 実践地域   | A市B町 A市C区  |

備考1) 組織的運動に関する独立変数は7に含む。

2) 「実践の方法」は抽出されなかったため省略した。

表3 抽出したキーワード(大阪府②)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード  |
|----|--------|--|
| 1  | 実践主体   | 委員設置 恩賜財団済生会 救護施設 歳末診療班 済生会診療所 済生会大阪府病院<br>市立市民病院 市立託児所 施療機関 事業部訪問看護婦 社会事業団 助産婦 小児保健<br>所 嘱託助産婦 赤十字社病院施療 大阪朝日新聞社 大阪毎日新聞 A病院 同社歳末診<br>療 同社社会看護婦 同社社会事業部 乳幼児保護協会 病院夜間診療所 府市当局 府立<br>精神病院 保護協会 方面委員 方面委員設置 方面区域 訪問看護婦 夜間診療所 |
| 2  | 実践の対象者 | 区域内カード層 結核病者 生活状態 特別カード 妊産婦乳児  |
| 3  | 実践の内容  | 援助協力 建議折衝 産婦制度 市民病院建設 事業団嘱託 病院建設 病院施療 病床増<br>設 乳幼児保護 妊産婦乳児保護 調査研究  |
| 4  | 実践の目的  | 保護救済   |
| 6  | 政策・制度  | 助産婦制度  |
| 7  | 所属組織   | 常務委員会  |

備考1) 組織的運動に関する独立変数は7の「所属組織」に含む。

2) 「実践の方法」「実践地域」は抽出されなかったため省略した。

表4 抽出したキーワード(大阪府③)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード   |
|----|--------|---|
| 1  | 実践主体   | 教諭師 A先生 担当区域 方面委員   |
| 2  | 実践の対象者 | 義務教育 欠食児童 建築請負業 又下請負 就學児童 通學 通學区域 鉄道工事<br>土木建築請負業 服役中 野上文一 野上文子 |
| 3  | 実践の内容  | 方面事務所 教諭 家庭調査   |
| 4  | 実践の目的  | 教化指導 教諭指導 善化指導 教化救済   |
| 6  | 政策・制度  | 生業資金  |
| 8  | 実践地域   | A町 B町   |

備考: 「実践の方法」「所属組織」は抽出されなかったため省略した。

表5 抽出したキーワード(大阪府④)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード                     |
|----|--------|-------------------------------|
| 1  | 実践主体   | A委員 私共方面委員 B委員 方面委員意識         |
| 2  | 実践の対象者 | 家屋明渡 女子供 畳屋商売柄 畳表問屋 親戚縁者 長女清子 |
| 3  | 実践の内容  | 家賃一切保障 早速援助 天引貯金 郵便貯金         |
| 6  | 政策・制度  | 生業資金 貸付け                      |
| 8  | 実践地域   | 郷里岡山県 A区B C町 来阪               |

備考: 「実践の目的」「実践の方法」「所属組織」は抽出されなかったため省略した。

(3) 大阪府③『欠食児童の家庭調査より』(一般取扱1938)

表4は、大阪府①の事例記録から抽出されたキーワード群(総数66)のうち、分類項目1~8(表1)に該当するキーワードである。

(4) 大阪府④『資金の融通に依る家運の挽回』(生業扶助1938)

表5は、大阪府①の事例記録から抽出されたキーワード群(総数87)のうち、分類項目1~8(表1)に該当するキーワードである。

表6 抽出したキーワード (大阪府⑤)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード  |
|----|--------|--|
| 1  | 実践主体   | 方面委員 援護組合 軍人援護會  |
| 2  | 実践の対象者 | 応召軍人 応召軍人家族 応召後 子供 宮田善次郎 宮田稔 軍人遺家族 軍人家族 原田清子 自由結婚 収入皆無 出征前 父母 内妻 戦死後 二女秀子 入籍後 六十円程月収 |
| 3  | 実践の内容  | 軍人遺家族相談所 軍人会館 戸籍整理 御下賜金 説諭致し 調停解決 紛議解決   |
| 6  | 政策・制度  | 軍事扶助法 其の間軍人援護 軍事扶助 軍人援護 軍事扶助手続   |
| 8  | 実践地域   | 大阪市A 福井県 米阪  |

備考：「実践の目的」「実践の方法」「所属組織」は抽出されなかったため省略した。

表7 抽出したキーワード (大阪府⑥)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード  |
|----|--------|--|
| 1  | 実践主体   | 朝日新聞社 愛国婦人会 委員一同 後援機関 社会事業協会 全国方面委員 大阪厚生会 大阪朝日新聞社 婦人会大阪支部 方面委員 方面委員諸氏 社会事業方面事業                                   |
| 2  | 実践の対象者 | 入寮者総数 二十七名 ミシン講習生 軍人遺家族 講習生人員五十名 此の人員三十六名 三十五才迄 自宅開業人 失ひ生活困難 入寮者総数二十五世帯 寡婦 更生途上                                  |
| 3  | 実践の内容  | 堺母子寮 ファイバー草加工 ボロ継なぎ 講習期間 蓄貯銀行 下籠細工 家事余暇 各デパート 講習期間三ヶ月 授産所 最高一円十銭 最低三十銭 事業資金 授産事業 授産所並に母子寮 進物容器 竹籠製作 籠細工 籠製作 請負制度 |
| 4  | 実践の目的  | 堺母子寮開設 自立向上 授産所開設 政策下請 保護指導  |
| 8  | 実践地域   | 我大阪 大阪府 大阪方面   |

備考：「実践の方法」「政策・制度」「所属組織」は抽出されなかったため省略した。

表8 抽出したキーワード (静岡県①)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード   |
|----|--------|---|
| 1  | 実践主体   | 市当局 C市長 方面委員 方面委員A  |
| 2  | 実践の対象者 | 乙同意者 下山某 家賃滞納常習者 過料減免 該婚姻届 共有犯者 妻及実子 妻方戸主 子女二名 実子二名 就学上 正式婚姻届 内縁妻方戸主 不拘留 夫婦両者 夫婦両名 富田喜十 分家手続 両者共有犯者 |
| 3  | 実践の内容  | 戸籍整理 處理事項   |
| 8  | 実践地域   | A郡B町 C市D町 E村  |

備考：「実践の目的」「実践の方法」「政策・制度」「所属組織」は抽出されなかったため省略した。

(5) 大阪府⑤『内妻の戸籍整理と戦死後の紛議解決』(軍事扶助1940)

表6は、大阪府④の事例記録から抽出されたキーワード群(総数100)のうち、分類項目1～8(表1)に該当するキーワードである。

(6) 大阪府⑥『授産所と母子寮について』(進展実例1940)

表7は、大阪府④の事例記録から抽出された

キーワード群(総数152)のうち、分類項目1～8(表1)に該当するキーワードである。

## 2. 静岡県に於ける事例記録の分析

(1) 静岡県①『日蔭者にも救の手』(一般取扱1934)

表8は、静岡県①の事例記録から抽出されたキーワード群(総数116)のうち、分類項目1～

表9 抽出したキーワード(静岡県②)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード   |
|----|--------|---|
| 1  | 実践主体   | 委員就任 共農会 奉祀記念事業 方面委員 方面委員就任 納税組合                    |
| 2  | 実践の対象者 | カード階級 家庭不和合 原因多種多様 他町民 男女青年部 町民一般 伝統的怠惰者            |
| 3  | 実践の内容  | 新興生活生殖館 児童遊園場 乳幼児健康相談 妊産婦健康相談 夫々救助                  |
| 4  | 実践の目的  | 衛生思想 勤儉力行 経済更生 公益世務 指導精神 自他相互 精神更生 徹底勤儉貯蓄 福祉増進 老少敬愛 |

備考：「実践の方法」「政策・制度」「所属組織」「実践地域」は抽出されなかったため省略した。

表10 抽出したキーワード(静岡県③)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード                                |
|----|--------|--|
| 1  | 実践主体   | 一致協力 事業助成会 担当区内 A委員 奮闘努力 方面事業 方面事業助成会    |
| 2  | 実践の対象者 | 健康状態 事業恢復 神経衰弱者 生活状態 誠実勤勉 稚雛売買 堀立小屋 養鶏失敗 |
| 4  | 実践の目的  | 将来復興計画                                   |
| 6  | 政策・制度  | 生業扶助 生業資金                                |
| 8  | 実践地域   | 当A市                                      |

備考：「実践の内容」「実践の方法」「所属組織」は抽出されなかったため省略した。

表11 抽出したキーワード(静岡県④)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード                               |
|----|--------|---|
| 1  | 実践主体   | 方面委員                                    |
| 2  | 実践の対象者 | 下層階級 帰還軍人 主働者 銃後家庭 召集令状 石垣春郎 戦線 狼藉言語 老母 |
| 4  | 実践の目的  | 強化善導 精神的指導 精神指導                         |
| 8  | 実践地域   | 静岡県A郡B村                                 |

備考：「実践の内容」「実践の方法」「政策・制度」「所属組織」は抽出されなかったため省略した。

8(表1)に該当するキーワードである。

(2) 静岡県②『新興生活生殖館の建設』(進展事例1935)

表9は、静岡県②の事例記録から抽出されたキーワード群(総数78)のうち、分類項目1~8(表1)に該当するキーワードである。

(3) 静岡県③『養鶏失敗による神経衰弱者を救助』(生業扶助1938)

表10は、静岡県③の事例記録から抽出されたキーワード群(総数55)のうち、分類項目1~8(表1)に該当するキーワードである。

(4) 静岡県④『帰還軍人の精神指導と銃後家庭を強化善導』(軍事扶助1940)

表11は、静岡県④の事例記録から抽出されたキーワード群(総数34)のうち、分類項目1~8

(表1)に該当するキーワードである。

(5) 静岡県⑤『満十三年間一銭の寄附も仰がず』(進展事例1940)

表12は、静岡県⑤の事例記録から抽出されたキーワード群(総数78)のうち、分類項目1~8(表1)に該当するキーワードである。

(6) 静岡県⑥『圀圀の者生業資金の援助で更生』(一般取扱1941)

表13は、静岡県⑥の事例記録から抽出されたキーワード群(総数58)のうち、分類項目1~8(表1)に該当するキーワードである。

### 3. 京都府に於ける事例記録の分析

(1) 京都府①『救療施設に就て』(進展事例1935)

表12 抽出したキーワード（静岡県⑤）

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード  |
|----|--------|--|
| 1  | 実践主体   | 愛国婦人会 国防婦人会 市政執行 社会事業 社会的施設 A市労働者共済会 方面委員<br>方面事業 労働者共済会 |
| 2  | 実践の対象者 | 禁鋼 井戸端会議 一般労働者 借地借家 庶民金融問題 清水市労働者 中産階級<br>朝鮮同胞 露店商人      |
| 3  | 実践の内容  | 相談相手   |
| 4  | 実践の目的  | 根本原因 社会問題 生計指導 精神的応援 物質的方面                               |
| 6  | 政策・制度  | 軍事援護   |

備考：「実践の方法」「所属組織」「実践地域」は抽出されなかったため省略した。

表13 抽出したキーワード（静岡県⑥）

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード   |
|----|--------|---|
| 1  | 実践主体   | 或区裁判所 社会事業 方面委員 方面事業                                    |
| 2  | 実践の対象者 | カード階級者 一番働手 更生者 在監中 山田耕平 炊事婦 貧困生活 愈々困難<br>理髪組合 老夫婦 艱苦辛酸 |
| 3  | 実践の内容  | 御援助   |
| 4  | 実践の目的  | 一向更生  |
| 6  | 政策・制度  | 生業資金  |
| 7  | 所属組織   | 奈良県大会 方面委員大会  |

備考1) 組織的運動に関する独立変数は7に含む。

2) 「実践の方法」「実践地域」は抽出されなかったため省略。

表14 抽出したキーワード（京都府①）

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード   |
|----|--------|---|
| 1  | 実践主体   | 府当局 医師会及薬剤師会 医師並に薬剤師 一般社会事業 A方面委員 B氏<br>救護施設 救療施設 社会課長社会事業 社会事業施設 医療救護施設 赤十字社京都支部<br>方面委員 本町診療所 |
| 2  | 実践の対象者 | 救療患者続出 救療問題 貧困患者 貧困病者   |
| 3  | 実践の内容  | 医療救護 巡回診療   |
| 4  | 実践の目的  | 診療所開設 一致協力 救療問題解決 根本方策  |
| 6  | 政策・制度  | 医療規程 規程最低料金 此の救療制度 方面委員制度   |
| 7  | 所属組織   | A市方面連合会 方面委員会   |
| 8  | 実践地域   | B方面 A市内   |

備考1) 組織的運動に関する独立変数は7に含む。

2) 「実践の方法」は抽出されなかったため省略した。

表14は、京都府①の事例記録から抽出された  
キーワード群（総数86）のうち、分類項目1～8  
（表1）に該当するキーワードである。

（2）京都府②『あまりにも悲惨な！』（一般取

扱1938)

表15は、京都府②の事例記録から抽出された  
キーワード群（総数98）のうち、分類項目1～8  
（表1）に該当するキーワードである。

表15 抽出したキーワード(京都府②)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード   |
|----|--------|---|
| 1  | 実践主体   | 委員取扱 結核療養所 済生會病院 取扱條項 婦人會 平安徳義會 方面委員 佛教方面<br>學区方面委員 學校長 |
| 2  | 実践の対象者 | 阿川敏子一家 労働者町 長屋 紙屑買 治療困難 殆ど暗黒世界 密集地帯 兩親共                 |
| 3  | 実践の内容  | 乳児預所 無料送付 一家救助 乳児保護                                     |
| 4  | 実践の目的  | 教訓的意味 極力救助  |
| 7  | 所属組織   | 方面委員會   |
| 8  | 実践地域   | A學区 東西兩本願寺  |

備考1) 組織的運動に関する独立変数は7に含む。

2) 「実践の方法」「政策・制度」は抽出されなかったため省略。

表16 抽出したキーワード(京都府③)

| 番号 | 分類項目  | 抽出したキーワード                        |
|----|-------|----------------------------------|
| 1  | 実践主体  | 委員一同 方面委員                        |
| 3  | 実践の内容 | 健康相談所 塵埃焼却場 塵芥焼却 共同計画 其の採集権 廃物利用 |
| 6  | 政策・制度 | 生業扶助                             |
| 7  | 所属組織  | 方面委員會                            |
| 8  | 実践地域  | A区B                              |

備考1) 組織的運動に関する独立変数は7に含む。

2) 「実践の対象者」「実践の目的」「実践の方法」は抽出されなかったため省略した。

表17 抽出したキーワード(京都府④)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード                               |
|----|--------|---|
| 1  | 実践主体   | A委員 B委員 担当区域 方面委員                       |
| 2  | 実践の対象者 | 湿地 溜り水 共同井戸 疾病回復後 手傳 宿替 召集令状 生活問題 太田軍治君 |
| 6  | 政策・制度  | 軍事扶助 更生計画 更生資金 生業資金                     |

備考: 「実践の内容」「実践の目的」「実践の方法」「所属組織」「実践地域」は抽出されなかったため省略した。

(3) 京都府③『共同計画に依る生業扶助』(生業扶助1938)

表16は、京都府③の事例記録から抽出されたキーワード群(総数55)のうち、分類項目1~8(表1)に該当するキーワードである。

(4) 京都府④『病後の妻と三児を残して応召』(軍事扶助1938)

表17は、京都府④の事例記録から抽出されたキーワード群(総数38)のうち、分類項目1~8(表1)に該当するキーワードである。

(5) 京都府⑤『西陣賃織の向上を図る』(進展実例1940)

表18は、京都府⑤の事例記録から抽出されたキーワード群(総数124)のうち、分類項目1~8(表1)に該当するキーワードである。

#### 4. 北海道に於ける事例記録の分析

(1) 北海道①『働く者の喜び』(一般取扱1935)

表19は、北海道①の事例記録から抽出されたキーワード群(総数84)のうち、分類項目1~8(表1)に該当するキーワードである。

(2) 北海道② 無題(進展実例1935)

表20は、北海道②の事例記録から抽出されたキーワード群(総数68)のうち、分類項目1~8

表18 抽出したキーワード（京都府⑤）

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード  |
|----|--------|--|
| 1  | 実践主体   | 恩賜財団済生会 各委員 学区有力者 監督書記一名 京都共済会 京都府社会事業<br>A財団法人 四学区有力者 社会事業協会 昭和九年府費補助金 方面委員相協力<br>方面常務委員 法人京都共済会 社会事業 |
| 2  | 実践の対象者 | 少額生活者 西陣機業地帯 西陣賃織業者 定員二十名 密集地帯 迷ふ母親等 要扶掖者  |
| 3  | 実践の内容  | 共済会F託児所 済生会F救護所 社会施設 社会事業施設 F救護所 F職業練習所<br>F託児所 F隣保館 総合的社会事業 委員相協力 永久無償提供 屢々陳情 隣保館設置<br>隣保館建設 協会経営     |
| 4  | 実践の目的  | 生活刷新強化 福利増進 保護向上 母子保護  |
| 7  | 所属組織   | 方面連合委員会  |
| 8  | 実践地域   | B学区 C学区 四学区D A方面   |

備考1) 組織的運動に関する独立変数は7に含む。

2) 「実践の方法」「政策・制度」は抽出されなかったため省略。

表19 抽出したキーワード（北海道①）

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード  |
|----|--------|--|
| 1  | 実践主体   | 委員受持区域 係員或は本委員 乞ひ学校当事者 市係員 市内小学校 社会事業<br>小学校当局 本委員                       |
| 2  | 実践の対象者 | 明治十一年生れ 階級集団 窮状状態 三人暮し 爾來行商 心身状態 生活状態 青物行<br>商 通学中 病歿 貧困階級 要保導者 両児童 労働能力 |
| 3  | 実践の内容  | 救護継続 計画及経過 救護継続中 救護指令 行商方法 直接取調べ 発見保導<br>現品絵具 就学手続 食料品等現品 保導台帳           |
| 4  | 実践の目的  | 勤労更生 社会的措置 相談指導  |
| 5  | 実践の方法  |  |
| 6  | 政策・制度  | 生活扶助   |
| 7  | 所属組織   |  |
| 8  | 実践地域   | A市内 道内   |

備考：組織的運動に関する独立変数は7の「所属組織」に含む。

表20 抽出したキーワード（北海道②）

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード                               |
|----|--------|---|
| 1  | 実践主体   | A学校長 社会事業 村長並に助役 村費補助 農繁期託児所 部落区長 處女会役員 |
| 2  | 実践の対象者 | 弟妹 農村部落                                 |
| 3  | 実践の内容  | 相談相手 本村農繁期託児所                           |
| 4  | 実践の目的  | 設立促進 歩合向上                               |
| 8  | 実践地域   | 我北海道 郷土A                                |

備考：「実践の方法」「政策・制度」「所属組織」は抽出されなかったため省略した。

表21 抽出したキーワード(北海道③)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード                                |
|----|--------|--|
| 1  | 実践主体   | 市当局者 区裁判所 同情致し 方面委員                      |
| 2  | 実践の対象者 | 家屋明渡並に家賃 家主負担 カード階級者 家賃滞納 訴訟費用 支払請求 梅井一家 |

備考：「実践の内容」「実践の目的」「実践の方法」「政策・制度」「所属組織」「実践地域」は抽出されなかったため省略した。

表22 抽出したキーワード(北海道④)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード          |
|----|--------|--------------------|
| 1  | 実践主体   | 方面委員               |
| 2  | 実践の対象者 | 雑巾刺 親子心中 中漁業家 天秤担ぎ |
| 3  | 実践の内容  | 御同情金 相当調査          |
| 6  | 政策・制度  | 物質的救護 方面委員制度       |

備考：「実践の目的」「実践の方法」「所属組織」「実践地域」は抽出されなかったため省略した。

表23 抽出したキーワード(北海道⑤)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード                                 |
|----|--------|---|
| 1  | 実践主体   | 市銃後後援会 受持区域                               |
| 2  | 実践の対象者 | 応召軍人 妻正子 児童虐待 出征後 出征中 生活戦線 孫達 豆腐売り 納豆売 老母 |
| 6  | 政策・制度  | 虐待防止法 軍事扶助 軍事扶助金 軍事扶助法 児童虐待防止法 生業資金       |

備考：「実践の内容」「実践の目的」「実践の方法」「所属組織」「実践地域」は抽出されなかったため省略した。

表24 抽出したキーワード(長崎県①)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード                                |
|----|--------|--|
| 1  | 実践主体   | 担任教員 駐在巡査                                |
| 2  | 実践の対象者 | 年齢不足 悪兄 或料理屋 温順実直 海軍工作廠 現役満期後 病中 父宇平 娘ツル |
| 3  | 実践の内容  | 家庭訪問                                     |
| 8  | 実践地域   | A市B                                      |

備考：「実践の目的」「実践の方法」「政策・制度」「所属組織」は抽出されなかったため省略した。

(表1)に該当するキーワードである。

(3) 北海道③『家主の温情に縋る』(一般取扱1938)

表21は、北海道③の事例記録から抽出されたキーワード群(総数49)のうち、分類項目1～8(表1)に該当するキーワードである。

(4) 北海道④『困窮の母子を更生させる迄』(生業扶助1938)

表22は、北海道④の事例記録から抽出されたキーワード群(総数25)のうち、分類項目1～8(表1)に該当するキーワードである。

(5) 北海道⑤『家業を持続させた体験』(軍事扶助1938)

表23は、北海道⑤の事例記録から抽出されたキーワード群(総数60)のうち、分類項目1～8(表1)に該当するキーワードである。

## 5. 長崎県に於ける事例記録の分析

(1) 長崎県①『悪兄の奸策を破る隣人愛』(一般取扱1935)

表24は、長崎県①の事例記録から抽出されたキーワード群(総数62)のうち、分類項目1～8

表25 抽出したキーワード（長崎県②）

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード           |
|----|--------|---------------------|
| 1  | 実践主体   | 方面委員 満鉄病院           |
| 2  | 実践の対象者 | 看護努力 施療患者 身売 肺出血 妹達 |
| 8  | 実践地域   | 長崎県A                |

備考：「実践の内容」「実践の目的」「実践の方法」「政策・制度」「所属組織」は抽出されなかったため省略した。

表26 抽出したキーワード（長崎県③）

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード   |
|----|--------|---|
| 1  | 実践主体   | 社会事業協会 方面委員一同 防貧事業  |
| 2  | 実践の対象者 | 製縄 製縄 果物商 五人暮らし 工場勤め 糸網作業 七家族 十五家族 生活困窮 赤貧洗ふ 第一種カード第二種カード 田口正一 要救護者 |
| 3  | 実践の内容  | 共同作業 製縄事業 米俵製造  |
| 4  | 実践の目的  | 指導奨励  |
| 6  | 政策・制度  | 救恤資金 生業資金   |
| 7  | 所属組織   | 方面委員会   |
| 8  | 実践地域   | A町  |

備考：1) 組織的運動に関する独立変数は7に含む。

2) 「実践の方法」は抽出されなかったため省略した。

表27 抽出したキーワード（長崎県④）

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード         |
|----|--------|-------------------|
| 1  | 実践主体   | A委員 方面委員          |
| 2  | 実践の対象者 | 応召軍人家族 金野三郎君 母子心中 |
| 6  | 政策・制度  | 一時扶助金 軍事扶助        |
| 8  | 実践地域   | A市                |

備考：「実践の内容」「実践の目的」「実践の方法」「所属組織」は抽出されなかったため省略した。

（表1）に該当するキーワードである。

（2）長崎県②『身売から救助して就職させるまで』（一般取扱1938）

表25は、長崎県②の事例記録から抽出されたキーワード群（総数32）のうち、分類項目1～8（表1）に該当するキーワードである。

（3）長崎県③『赤貧洗ふが如き生活困窮から更生迄』（生業扶助1938）

表26は、長崎県③の事例記録から抽出されたキーワード群（総数68）のうち、分類項目1～8（表1）に該当するキーワードである。

（4）長崎県④『応召軍人家族が危く母子心中一歩手前で方面委員に救はる』（軍事扶助1938）

表27は、長崎県④の事例記録から抽出されたキーワード群（総数42）のうち、分類項目1～8（表1）に該当するキーワードである。

## 6. 広島県に於ける事例記録の分析

（1）広島県①『貪慾男に虐げられる母子』（一般取扱1935）

表28は、広島県①の事例記録から抽出されたキーワード群（総数53）のうち、分類項目1～8（表1）に該当するキーワードである。

（2）広島県② 無題（進展事例1935）

表29は、広島県②の事例記録から抽出されたキーワード群（総数106）のうち、分類項目1～

表28 抽出したキーワード(広島県①)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード  |
|----|--------|--|
| 2  | 実践の対象者 | トタン屋根 バラック建 農村カード者 穴グラ 菰製作 三疊余り 私生女兒 酒瓶菰 排他的思想 麦藁菰製作 麦藁倉庫 北村ヒデオ 北村親子 貪慾男 |
| 4  | 実践の目的  | 農村社会施設(筆者注:実践者の要望) 無料託児所(筆者注:同左) 社会教化                                    |
| 8  | 実践地域   | 農村社会   |

備考:「実践主体」「実践の内容」「実践の方法」「政策・制度」「所属組織」は抽出されなかったため省略した。

表29 抽出したキーワード(広島県②)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード   |
|----|--------|---|
| 1  | 実践主体   | 幹事各四十名 A氏 B翁 A市役所 市長夫人 社会事業 社会事業婦人会 助手一名 知識階級 婦人方面委員 副会長二名 保母二名 方面委員 理事十名 |
| 2  | 実践の対象者 | 家庭生活 左官職工 生活戦線 六歳未満   |
| 3  | 実践の内容  | 保育部建築敷地 無料健康診断所 愛護週間行事 会則諸規程 健康診断 児愛護週間行事 第一回相談会 乳幼児保育 保育期間 保育事業 保育部建築    |
| 4  | 実践の目的  | 保育思想普及  |
| 8  | 実践地域   | B全市 市内C町 市内D町   |

備考:「実践の方法」「政策・制度」「所属組織」は抽出されなかったため省略した。

表30 抽出したキーワード(広島県③)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード  |
|----|--------|--|
| 1  | 実践主体   | 受持範囲 県当局 防貧施設 農事実行組合                                     |
| 2  | 実践の対象者 | カード階級 過剰労力 経済上恵まれざる部落民細貧者 第三種カード階級 疲弊困憊 殆ど小作農 老人婦女       |
| 3  | 実践の内容  | 御援助 経済的更生施設 防貧施設事業 隣保組織 勤労教育 自然副業 遂に無限責任 兎及屠殺場 夜間組合工場 養兎 |
| 4  | 実践の目的  | 経済的更生 情操教育 農村振興農民精神 隣保扶助                                 |
| 6  | 政策・制度  | 農村振興策  |

備考:「実践の方法」「政策・制度」「所属組織」は抽出されなかったため省略した。

8(表1)に該当するキーワードである。

(3) 広島県③『農村振興策としての防貧施設事業』(一般取扱1938)

表30は、広島県③の事例記録から抽出されたキーワード群(総数158)のうち、分類項目1～

8(表1)に該当するキーワードである。

(4) 広島県④『職業斡旋及生業資金により更生』(生業1938)

表31は、広島県④の事例記録から抽出されたキーワード群(総数104)のうち、分類項目1～

8(表1)に該当するキーワードである。

(5) 広島県⑤『英霊の心になりて』(軍事扶助1942)

表32は、広島県⑤の事例記録から抽出されたキーワード群(総数258)のうち、分類項目1～8(表1)に該当するキーワードである。

## 7. 滋賀県に於ける事例記録の分析

(1) 滋賀県①『禍の“出生地”を喜びの生活に変へて』(一般取扱1934)

表33は、滋賀県①の事例記録から抽出されたキーワード群(総数105)のうち、分類項目1～

表31 抽出したキーワード（広島県④）

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード   |
|----|--------|---|
| 1  | 実践主体   | 県衛生課 資金貸与機関慈善団体 受持区域 親盟会 方面委員 方面事業  |
| 2  | 実践の対象者 | カード階級 カード患者 一種階級 準二種階級 月収二十円内外 治療扶養 自転車修理<br>修理見習 修理仕事 生活状況 長男並に次男 病気 扶養義務者 奉公中 罹病者 |
| 3  | 実践の内容  | 無料入院 健康相談所 幼児保育 斡旋及生業 高利貸撲滅職業斡旋 相談相手  |
| 4  | 実践の目的  | 医療救助  |
| 6  | 政策・制度  | 生業扶助 生業資金   |
| 8  | 実践地域   | A市内   |

備考：「実践の方法」「所属組織」は抽出されなかったため省略した。

表32 抽出したキーワード（広島県⑤）

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード   |
|----|--------|---|
| 1  | 実践主体   | 監督書記 監督判事 関係者一同 刑事課長 憲兵除 検事主任 方面委員 裁判所並監督<br>社会事業 社会事業婦人会 主任弁護士 弁護士会長   |
| 2  | 実践の対象者 | 国民学校 一生離籍 一男二女 応召出征 家庭事情 家庭状況 家庭生活 協議離婚<br>兄姉行方不明 妻君房代 山田正夫 山田和二郎 四年間家出 姉中川キク 関係者 失踪<br>宣告 出征前 召集後 召集令状 親族会議 親族入籍 生計不足 戦死後 大西利一<br>中川宗太郎 調印問題 長姉正路 同一戸籍 文書偽造 別居生活 放蕩無頼 勇躍征途 |
| 3  | 実践の内容  | 書類並離婚届 承諾調印 調査中 記名調印 御下賜金 人事訴訟 復興債券 法廷取調べ   |
| 4  | 実践の目的  | 応援指導 研究調査 戸主更生  |
| 6  | 政策・制度  | 軍事援護 軍事扶助 軍事扶助金 更生資金 人事訴訟手続法 人事訴訟法 訴訟手続法  |
| 7  | 所属組織   | 方面委員会   |
| 8  | 実践地域   | 軍都A市  |

備考1) 組織的運動に関する独立変数は7に含む。

2) 「実践の方法」は抽出されなかったため省略した。

表33 抽出したキーワード（滋賀県①）

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード  |
|----|--------|--|
| 1  | 実践主体   | 信用組合 同家訪問 A方面委員 方面委員   |
| 2  | 実践の対象者 | 生計費並に材料費 嫁探し 家計困難 山谷勘治 七十余歳竹籠製造 長男出生 二人暮し<br>發育状態 半額返済 百円借入 裏長屋住ひ 両家諒解 籠製造 |
| 3  | 実践の内容  | 健康相談所 数回貸付 頼母子講  |
| 6  | 政策・制度  | 生業資金   |

備考：「実践の目的」「実践の方法」「所属組織」「実践地域」は抽出されなかったため省略した。

8（表1）に該当するキーワードである。

（2）滋賀県② 無題（進展実例1935）

表34は、滋賀県②の事例記録から抽出された  
キーワード群（総数100）のうち、分類項目1～

8（表1）に該当するキーワードである。

（3）滋賀県③『母子心中の救助から更生へ』

（一般取扱1938）

表35は、滋賀県③の事例記録から抽出された  
キーワード群（総数63）のうち、分類項目1～8

（表1）に該当するキーワードである。

表34 抽出したキーワード(滋賀県②)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード  |
|----|--------|--|
| 1  | 実践主体   | 愛国婦人会支部 一般有志 救護施設 県社会事業 市社会事業 滋賀県育児院<br>滋賀養老院 社会事業 社会事業協会 社会事業助成会 方面委員 |
| 2  | 実践の対象者 | 窮就学児童 就学児童 貧窮生活者 貧民密集地   |
| 3  | 実践の内容  | 隔離病舎 委託収容 一般協力寄附掛け 共同浴場 御内帑金 収容扶助                                      |
| 4  | 実践の目的  | 思想善導   |
| 8  | 実践地域   | A市部  |

備考：「実践の方法」「政策・制度」「所属組織」は抽出されなかったため省略した。

表35 抽出したキーワード(滋賀県③)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード                         |
|----|--------|-----------------------------------|
| 1  | 実践主体   | 検事局 A委員 方面委員 予審判事                 |
| 2  | 実践の対象者 | 四人暮らし 親子心中 尋常五年生 母子心中 木挽小屋 弄火 藁小屋 |
| 8  | 実践地域   | 滋賀県A郡                             |

備考：「実践の内容」「実践の目的」「実践の方法」「政策・制度」「所属組織」は抽出されなかったため省略した。

表36 抽出したキーワード(滋賀県④)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード   |
|----|--------|---|
| 1  | 実践主体   | 一般講員 解散決議 五峰興風会 講員諸氏 滋賀支部病院 受持区域 赤十字社滋賀支部<br>日本赤十字社 法人五峰興風会 |
| 2  | 実践の対象者 | 山路弥三 協議離婚 五人暮らし 弱き女 生魚商兼仕出し屋 貧乏 老母                          |
| 3  | 実践の内容  | 頼母子講 弥三講  |
| 4  | 実践の目的  | 農村隣保扶助  |
| 6  | 政策・制度  | 飲食店取締規則 救護法施行 生業扶助  |

備考：「実践の方法」「所属組織」「実践地域」は抽出されなかったため省略した。

#### (4) 滋賀県④『不具の夫を護って健闘する妻』 (生業扶助1938)

表36は、滋賀県④の事例記録から抽出されたキーワード群(総数86)のうち、分類項目1～8(表1)に該当するキーワードである。

#### (5) 滋賀県⑤『戦没者の父を生業扶助で精神教化』(軍事扶助1940)

表37は、滋賀県⑤の事例記録から抽出されたキーワード群(総数69)のうち、分類項目1～8(表1)に該当するキーワードである。

### 8. 東京府に於ける事例記録の分析

#### (1) 東京府①『貧家の死産を救ふ』(一般1934)

表38は、東京府①の事例記録から抽出された

キーワード群(総数37)のうち、分類項目1～8(表1)に該当するキーワードである。

#### (2) 東京府②『不幸なる一家を更生に導く迄』 (一般取扱1938)

表39は、東京府②の事例記録から抽出されたキーワード群(総数148)のうち、分類項目1～8(表1)に該当するキーワードである。

#### (3) 東京府③『生業扶助刻苦七年、中堅市民となる』(生業扶助1938)

表40は、東京府③の事例記録から抽出されたキーワード群(総数53)のうち、分類項目1～8(表1)に該当するキーワードである。

#### (4) 東京府④『不幸な出征軍人家族の保護』 (軍事扶助1938)

表37 抽出したキーワード（滋賀県⑤）

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード  |
|----|--------|--|
| 1  | 実践主体   | 援護會 受持区域 色々激励 色々捜査 方面委員                          |
| 2  | 実践の対象者 | 一家離散 音信不通 行方不明 自由労働 七男三女 精神病患者 石山金次郎 戦歿者<br>八月応召 |
| 3  | 実践の内容  | 一時賜金   |
| 4  | 実践の目的  | 精神教化   |
| 6  | 政策・制度  | 軍事扶助 生業扶助  |
| 8  | 実践地域   | A郡B町   |

備考：「実践の方法」「所属組織」は抽出されなかったため省略した。

表38 抽出したキーワード（東京府①）

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード                 |
|----|--------|---------------------------|
| 1  | 実践主体   | 近所隣り A医師宅 受持方面委員宅 産婆 方面委員 |
| 2  | 実践の対象者 | 出稼中 臨月 赤貧洗ふ               |
| 3  | 実践の内容  | スピード救護                    |

備考：「実践の目的」「実践の方法」「政策・制度」「所属組織」「実践地域」は抽出されなかったため省略した。

表39 抽出したキーワード（東京府②）

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード   |
|----|--------|---|
| 1  | 実践主体   | 人事相談部 A警察署 同委員宅 B警察署  |
| 2  | 実践の対象者 | 安太郎 営業不振 家賃滞納 女給生活 窮迫状態勤勉努力 難病 復縁 婚姻解消 妻蓉子<br>市内某カフェー 市立尋常小学校 疾病全快 屢々口論 屢々立退 取扱世帯構成員<br>深夜帰宅 尋常小学校使丁 正二一家 生来癩癩 専心疾病 痛々しき姿 独立経営<br>日給一円五銭 父子四名 歩行不自由 方面世帯 殆んど入質売却処分 幼児三名 |
| 3  | 実践の内容  | 父子ホーム 交付手続 無償貸与   |
| 4  | 実践の目的  | 頹勢挽回  |
| 6  | 政策・制度  | 無料診療券 生活扶助 方面救助規程   |
| 8  | 実践地域   | C区D   |

備考：「実践の方法」「所属組織」は抽出されなかったため省略した。

表40 抽出したキーワード（東京府③）

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード                               |
|----|--------|---|
| 1  | 実践主体   | 方面事務所 方面委員                              |
| 2  | 実践の対象者 | 製材工場 屋外労働 月収六十圓 職工 刃物研ぎ 製本工場 中堅市民 電話交換手 |
| 4  | 実践の目的  | 復活更正                                    |
| 6  | 政策・制度  | 生業扶助 生業資金                               |

備考：「実践の内容」「実践の方法」「所属組織」「実践地域」は抽出されなかったため省略した。

表41 抽出したキーワード(東京府④)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード              |
|----|--------|------------------------|
| 1  | 実践主体   | A産院 方面委員 某病院           |
| 2  | 実践の対象者 | カード階級 就学年齢 出征軍人家族 入院患者 |
| 3  | 実践の内容  | 年末同情週間                 |
| 6  | 政策・制度  | 軍事扶助                   |

備考:「実践の目的」「実践の方法」「所属組織」「実践地域」は抽出されなかったため省略した。

表42 抽出したキーワード(東京府⑤)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード   |
|----|--------|---|
| 1  | 実践主体   | 東京府方面委員 委員T氏 区内有志 区内有力者 町会議員 同僚委員 日本赤十字社 保育職員 保母一名 方面委員 方面委員長方面事業 方面事務所 某侯爵                     |
| 2  | 実践の対象者 | 要保護者生活 経済的理由 後備役陸軍砲兵 其の母達 要援護者 要保護者 廉売収入  |
| 3  | 実践の内容  | 新築寄付 寄付金募集 寄付予定額 協力支援 設置運動 総合的施設 総合保護施設 第一次事業 第五次事業 第四次事業 第六次事業 貯蓄米 白米廉売所 払下米 保護施設 保護事業 方面館設置運動 |
| 4  | 実践の目的  | 事業進展 事業発展 総合保護 方面事業進展   |
| 6  | 政策・制度  | 方面委員制度  |
| 7  | 所属組織   | 方面委員会   |
| 8  | 実践地域   | 東京市A地域B区  |

備考1) 組織的運動に関する独立変数は7に含む。

2) 「実践の方法」は抽出されなかったため省略した。

表43 抽出したキーワード(富山県①)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード                     |
|----|--------|-------------------------------|
| 1  | 実践主体   | 慈濟院保育部 社会事業 授産事業部 乳幼児救護院 方面委員 |
| 2  | 実践の対象者 | 精神耗弱者 殆ど失業状態                  |
| 3  | 実践の内容  | 児童保護事業 授産事業 保護事業 児童保護         |
| 4  | 実践の目的  | 社会問題                          |
| 7  | 所属組織   | B方面委員会 方面委員連合会                |
| 8  | 実践地域   | A郡B村                          |

備考1) 組織的運動に関する独立変数は7に含む。

2) 「実践の方法」「政策・制度」は抽出されなかったため省略。

表41は、東京府④の事例記録から抽出されたキーワード群(総数34)のうち、分類項目1~8(表1)に該当するキーワードである。

(5) 東京府⑤『総合保護施設の出現迄』(進展事例1940)

表42は、東京府⑤の事例記録から抽出されたキーワード群(総数157)のうち、分類項目1~

8(表1)に該当するキーワードである。

## 9. 富山県に於ける事例記録の分析

(1) 富山県① 無題(進展事例1935)

表43は、富山県①の事例記録から抽出されたキーワード群(総数61)のうち、分類項目1~8(表1)に該当するキーワードである。

表44 抽出したキーワード（富山県②）

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード                              |
|----|--------|--|
| 1  | 実践主体   | 事業助成会 受持区域 方面委員 国防婦人会 方面事業 方面事業助成      |
| 2  | 実践の対象者 | 芸妓上 子供 従兄妹 出征軍人 召集令状 藤田三郎 日本帝國臣民 妊娠三箇月 |
| 3  | 実践の内容  | 監督指導 監督輔導                              |

備考：「実践の目的」「実践の方法」「政策・制度」「所属組織」「実践地域」は抽出されなかったため省略した。

表45 抽出したキーワード（富山県③）

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード  |
|----|--------|--|
| 1  | 実践主体   | 受持委員 助産婦 助成会   |
| 2  | 実践の対象者 | 簡易アパート 給食児童 此の伝染病患者 失業女給 心臓麻痺 先づ転校手続 二種取扱<br>皮膚病患者六畳二間 和田セツ 學生生活 學用品 |
| 6  | 政策・制度  | 救護手続   |

備考：「実践の内容」「実践の目的」「実践の方法」「所属組織」「実践地域」は抽出されなかったため省略した。

表46 抽出したキーワード（富山県④）

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード   |
|----|--------|---|
| 1  | 実践主体   | 取調べ官 受持巡査 A医師   |
| 2  | 実践の対象者 | 長女光子 改心自首 行方不明 山口キミ 新聞配達 前科二犯 怠惰放蕩 長男孝吉<br>夫宮本鉄三 國民學校 |
| 6  | 政策・制度  | 健康保険 母子保護法  |

備考：「実践の内容」「実践の目的」「実践の方法」「所属組織」「実践地域」は抽出されなかったため省略した。

表47 抽出したキーワード（青森県①）

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード   |
|----|--------|---|
| 1  | 実践主体   | 社会教育或は学校 学校教育 学校当事者 義務教育 教育経営 児童保護会 社会課並赤<br>十字社 社会事業家 青森県方面委員 A市方面委員 赤十字社支部 担当区域 父兄有志<br>方面委員 方面精神 社会教育 方面委員設置 |
| 2  | 実践の対象者 | 子守本人 社会的障害 出校不可能 小学校小守児童 尋常小学校 弟妹   |
| 3  | 実践の内容  | 子守児童託児所 育児事業 学校託児 教育的施設 校外指導 児童生活指導 養老救護院   |
| 4  | 実践の目的  | 教育的意義 教育的態度 生活指導  |
| 8  | 実践地域   | B町 青森県方面 A市方面   |

備考：「実践の方法」「政策・制度」「所属組織」は抽出されなかったため省略した。

(2) 富山県②『不倫の養母を監督輔導し後顧の憂をなくす』（軍事扶助1940）

表44は、富山県②の事例記録から抽出されたキーワード群（総数87）のうち、分類項目1～8（表1）に該当するキーワードである。

(3) 富山県③『失業女給を更生』（一般取扱1941）

表45は、富山県③の事例記録から抽出されたキーワード群（総数64）のうち、分類項目1～8（表1）に該当するキーワードである。

(4) 富山県④『悲運な一家を見護りて』（生業扶助1942）

表46は、富山県④の事例記録から抽出されたキーワード群（総数171）のうち、分類項目1～

表48 抽出したキーワード(青森県②)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード       |
|----|--------|-----------------|
| 1  | 実践主体   | 方面委員 助成會        |
| 2  | 実践の対象者 | カード階級 融和地区 老孤独者 |
| 6  | 政策・制度  | 少額生業資金 生業資金     |

備考：「実践の内容」「実践の目的」「実践の方法」「所属組織」「実践地域」は抽出されなかったため省略した。

表49 抽出したキーワード(青森県③)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード                        |
|----|--------|----------------------------------|
| 1  | 実践主体   | 済生會 担当区域 方面委員                    |
| 2  | 実践の対象者 | 一日十銭 戸主初太郎 小製繩機 生活困窮 製苧機繩綯ひ 負債償還 |
| 6  | 政策・制度  | 生業扶助費 扶助更生                       |
| 8  | 実践地域   | A郡B村                             |

備考：「実践の内容」「実践の目的」「実践の方法」「所属組織」は抽出されなかったため省略した。

表50 抽出したキーワード(青森県④)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード                |
|----|--------|--------------------------|
| 1  | 実践主体   | 軍事援護會 方面委員               |
| 2  | 実践の対象者 | 銃後家庭 豆腐製造 入營後 武運長久 満洲部隊  |
| 6  | 政策・制度  | 軍事援護 軍事扶助 生業扶助 生活扶助 生業資金 |
| 8  | 実践地域   | 東北唯一                     |

備考：「実践の内容」「実践の目的」「実践の方法」「所属組織」は抽出されなかったため省略した。

8(表1)に該当するキーワードである。

『後家庭を援護』(軍事扶助1940)

## 10. 青森県に於ける事例記録の分析

(1) 青森県① 無題(進展事例1935)

表47は、青森県①の事例記録から抽出されたキーワード群(総数140)のうち、分類項目1～8(表1)に該当するキーワードである。

(2) 青森県②『老孤独者を救助し感謝の生活へ導く』(一般取扱1938)

表48は、青森県②の事例記録から抽出されたキーワード群(総数16)のうち、分類項目1～8(表1)に該当するキーワードである。

(3) 青森県③『生活困窮から扶助更生』(生業扶助1938)

表49は、青森県③の事例記録から抽出されたキーワード群(総数31)のうち、分類項目1～8(表1)に該当するキーワードである。

(4) 青森県④『生活扶助を生業扶助に変えて銃

後家庭を援護』(軍事扶助1940)  
表50は、青森県④の事例記録から抽出されたキーワード群(総数32)のうち、分類項目1～8(表1)に該当するキーワードである。

(5) 青森県⑤『半島同胞出身もこの努力』(進展事例1940)

表51は、青森県⑤の事例記録から抽出されたキーワード群(総数124)のうち、分類項目1～8(表1)に該当するキーワードである。

## 11. 香川県に於ける事例記録の分析

(1) 香川県①『国庫の補助必要』(一般取扱1941)

表52は、香川県①の事例記録から抽出されたキーワード群(総数36)のうち、分類項目1～8(表1)に該当するキーワードである。

表51 抽出したキーワード（青森県⑤）

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード   |
|----|--------|---|
| 1  | 実践主体   | 方面事業 慈恵会 上層階級 担当区域内 方面委員 方面地区 方面世帯地図                                    |
| 2  | 実践の対象者 | 王得侠 温良純朴 救護階級 屑物拾ひ 屑物買 生活問題 半島同胞 貧民部落 不良住宅群 扶掖救護階級 封建的気風 方面世帯 要救護者 要扶掖者 |
| 3  | 実践の内容  | 授産所兼講堂 精神運動 総力運動 物質運動   |
| 4  | 実践の目的  | 国民的良心 慈恵 自立独行 銃後後援 祖国愛精神内鮮融和 扶掖救護 鞭撻救助 隣保相扶                             |
| 6  | 政策・制度  | 軍事扶助 母子保護法  |
| 8  | 実践地域   | 小商工都市A市 B平野 本州青森県   |

備考：「実践の方法」「所属組織」は抽出されなかったため省略した。

表52 抽出したキーワード（香川県①）

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード                           |
|----|--------|-------------------------------------|
| 1  | 実践主体   | 方面委員                                |
| 2  | 実践の対象者 | 花売 始終呼吸器病 事業不振 丁稚奉公 夫婦共稼ぎ 藤細工 随分気の毒 |
| 3  | 実践の内容  | 任意保護 救助                             |
| 4  | 実践の目的  | 補助必要（筆者注：方面委員からの提案・要望）              |
| 6  | 政策・制度  | 救護法                                 |

備考：「実践の方法」「所属組織」「実践地域」は抽出されなかったため省略した。

表53 抽出したキーワード（佐賀県①）

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード                |
|----|--------|--------------------------|
| 1  | 実践主体   | A市方面事業 方面事業助成会           |
| 2  | 実践の対象者 | 市内生活困窮者 市内某鉄工場 失業者 生活困窮者 |
| 3  | 実践の内容  | 授産事業 第一授産場 第二授産場 吠及繩     |
| 4  | 実践の目的  | 生活困窮者救済                  |

備考：「実践の方法」「政策・制度」「所属組織」「実践地域」は抽出されなかったため省略した。

## 12. 佐賀県に於ける事例記録の分析

(1) 佐賀県①『都市の部—A市方面事業助成会の授産事業』（進展事例1935）

表53は、佐賀県①の事例記録から抽出されたキーワード群（総数42）のうち、分類項目1～8（表1）に該当するキーワードである。

(2) 佐賀県②『農村の部—佐賀県A郡B村隣保事業』（進展事例1935）

表54は、佐賀県②の事例記録から抽出されたキーワード群（総数27）のうち、分類項目1～8（表1）に該当するキーワードである。

(3) 佐賀県③『沈淪の淵より一家を救出更生の首途へ』（一般取扱1941）

表55は、佐賀県③の事例記録から抽出されたキーワード群（総数44）のうち、分類項目1～8（表1）に該当するキーワードである。

(4) 佐賀県④『二十年来苦心育成した三子と其老母』（軍事扶助1941）

表56は、佐賀県④の事例記録から抽出されたキーワード群（総数50）のうち、分類項目1～8（表1）に該当するキーワードである。

(5) 佐賀県⑤『夫の没後辛苦十年一家を更生』

表54 抽出したキーワード (佐賀県②)

| 番号 | 分類項目  | 抽出したキーワード                 |
|----|-------|---------------------------|
| 1  | 実践主体  | 学校職員 村篤志家 方面委員 方面委員長 役場職員 |
| 3  | 実践の内容 | 講演講話 人事相談 貯金奨励 保健衛生 隣保事業  |
| 4  | 実践の目的 | 窮民救助 生活改善                 |
| 7  | 所属組織  | B村方面委員会                   |
| 8  | 実践地域  | 佐賀県A郡B村 農村之部              |

備考1) 組織的運動に関する独立変数は7を含む。

2) 「実践の対象者」「実践の方法」「政策・制度」は抽出されなかったため省略した。

表55 抽出したキーワード (佐賀県③)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード                 |
|----|--------|---------------------------|
| 1  | 実践主体   | 助成会職業紹介所 方面委員 市役所 癩収容所    |
| 2  | 実践の対象者 | 所謂癩病 癩病患者 親 中村八郎 道路工事 日傭稼 |
| 3  | 実践の内容  | 色々説諭 就學奨励金                |
| 4  | 実践の目的  | 救出更生                      |
| 8  | 実践地域   | 九州                        |

備考: 「実践の方法」「政策・制度」「所属組織」は抽出されなかったため省略した。

表56 抽出したキーワード (佐賀県④)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード      |
|----|--------|----------------|
| 1  | 実践主体   | 軍人援護會          |
| 2  | 実践の対象者 | 老母 女子師範學校 満期除隊 |
| 3  | 実践の内容  | 特別賜金           |
| 6  | 政策・制度  | 軍人援護 軍事扶助      |

備考: 「実践の目的」「実践の方法」「所属組織」「実践地域」は抽出されなかったため省略した。

表57 抽出したキーワード (佐賀県⑤)

| 番号 | 分類項目   | 抽出したキーワード   |
|----|--------|---|
| 1  | 実践主体   | 銃後奉公會 方面地域  |
| 2  | 実践の対象者 | 長男入営前 奉公中 國民學校高等科 応召軍人遺家族 桶製造 下女奉公 家賃三間<br>義務教育 軍人遺家族 高等小學校卒業 自転車屋 性質温順 青物行 大森次郎<br>入隊者家族 國民學校 歿後辛苦 |
| 3  | 実践の内容  | 戸別調査  |
| 6  | 政策・制度  | 生活扶助  |

備考: 「実践の目的」「実践の方法」「所属組織」「実践地域」は抽出されなかったため省略した。

(生業扶助1942)

(表1) に該当するキーワードである。

表57は、佐賀県⑤の事例記録から抽出された  
キーワード群 (総数94) のうち、分類項目1~8

### Ⅲ. 分析結果のまとめ

まず、分類項目1（実践主体）では、方面委員が単独で活動している事例は少なく、複数の方面委員と連携している事例記録が多い。また、方面委員助成会や社会事業関係組織だけでなく、医療（特に恩賜財団済生会や日本赤十字社の所謂施療機関）や行政・司法関係組織との連携もみられる。

分類項目2（実践の対象者）は、多くの事例記録でキーワード数が最も多く、方面委員の事例記録の特徴（すなわち実践の対象者と関連事項を詳細に記述している点）が明示されている。この項目におけるキーワードを概観すると、失業や疾病、心身の障がいなどの理由により生活課題をもっている人が多い。また、分類項目6（政策・制度）と関連づけるならば、「生活扶助」の事例記録は救護法の制度的支援が主体であり、「軍事扶助」に関する一部の事例も「生活扶助」関連の支援で課題解決を試みている。一方、「一般取扱」の事例記録は対象者も多様であり、支援が失敗している事例（たとえば広島県①の『貪慾男に虐げられる母子』など）もある。

このような事例内容の多様性は、分類項目3（実践の内容）にも示されている。この項目では、（必ずしも多くはないが）それぞれの事例記録に関連するキーワードが事例を特徴づけているといえよう。また、分類項目4（実践の目的）も全般的にキーワードは少ないが、方面委員の実践を特徴づける内容である。たとえば「教化指導」「善化指導」「教化救済」（大阪府／一般取扱1938）や「復活更正」（東京府／生業扶助1938）、「農村隣保扶助」（静岡県／生業扶助1938）、「強化善導」「精神的指導」（静岡県／軍事扶助1940）など当該事例にかかわる方面委員の姿勢や対象者観を示唆するキーワードが示されている。一方、分類項目5（実践の方法）に該当するキーワードは全ての事例記録から抽出されなかった。

分類項目6（政策・制度）は前述した救護法（生活扶助）や軍事扶助法（軍事扶助）のキーワードだけでなく、「児童虐待防止法」（北海道／軍事扶助1938）や「母子保護法」（青森県／進展事例1940）などの関連制度も示されている。この

ような特徴は、方面委員の実践が政策・制度に影響を受けていただけでなく、課題解決に応じた制度利用という側面も示唆しているのではないだろうか。

分類項目7（所属組織）は、抽出された記録と未抽出の記録がある。さらに抽出された事例記録の殆どは方面委員と所属組織が関わっていた事実を示しているに過ぎない。唯一、「②方面委員の組織的運動」に関するキーワードを示している事例記録は静岡県⑥（一般取扱1941）である。しかしながら、静岡県⑥の事例記録も含めて、「④所属組織の特性」を示すキーワードは抽出されなかった。むしろ、幾つかの「進展事例」が当該組織（事例記録を記した方面委員の所属組織）の特徴を示しているといえよう。

分類項目8（実践地域）のキーワードが抽出された事例記録は、当該事例にかかわる方面委員の活動地域や担当地区を示している場合が多い。また、実践の対象者の出生地や生活歴にかかわるキーワードも含まれている。

このように各分類項目のキーワードは、事例記録単位で異なる特徴を示した。とりわけ、分類項目2（実践の対象者）のキーワードは多種多様である。また、分類項目1（実践主体）のキーワードは、抽出された事例記録に限って言えば、方面委員が同僚委員や所属組織だけでなく、様々な関係者や関係組織と連携を図っていることが理解できる。

#### 注

- ①一般取扱：本研究では、『方面委員叢書第一号 方面委員取扱事例集』（全日本方面委員連盟1934）の「取扱事件に関する事例」、『方面委員叢書第二号 方面委員取扱事例集』（全日本方面委員連盟1935）の「一般取扱事件に関する事例」、『方面委員叢書第十号 一般取扱実話（方面委員取扱）』（全日本方面委員連盟1938）、『方面委員叢書第十三号 一般取扱事例（方面委員取扱）』（全日本方面委員連盟1940）、『方面委員叢書第十七号 方面委員取扱事例集』（全日本方面委員連盟1941）の「一般取扱」、『方面委員叢書第十九号 方面委員取扱事例集 まごころの記録』（全日本方面委員連盟1942）の該当事例を「一般取扱」と総称する。

②生業扶助：本研究では、『方面委員叢書第一号 方面委員取扱実例集』（全日本方面委員連盟1934）の「生業扶助に関する実例」、『方面委員叢書第二号 方面委員取扱実例集』（全日本方面委員連盟1935）の「生業扶助に関する実例」、『方面委員叢書第九号 生業扶助実話（方面委員取扱）』（全日本方面委員連盟1938）、『方面委員叢書第十七号 方面委員取扱実例集』（全日本方面委員連盟1941）の「生業援護」、『方面委員叢書第十九号 方面委員取扱実例集 まごころの記録』（全日本方面委員連盟1942）の該当事例を「生業扶助」と総称する。

③軍事扶助：本研究では、『方面委員叢書第十一号 軍事扶助実話（方面委員取扱）』（全日本方面委員連盟1938）、『方面委員叢書第十二号 軍事援護実話（方面委員取扱）』（全日本方面委員連盟1940）、『方面委員叢書第十七号 方面委員取扱実例集』（全日本方面委員連盟1941）の「軍事援護」、『方面委員叢書第十九号 方面委員取扱実例集 まごころの記録』（全日本方面委員連盟1942）の該当事例を「軍事扶助」と総称する。

④進展事例：本研究では、『方面委員叢書第二号 方面委員取扱実例集』（全日本方面委員連盟1935）の「近隣の状況に鑑み方面委員として特に発達を促せる社会事業に関する実例」および『方面委員叢書第十六号 方面委員取扱進展実例集』（全日本方面委員連盟1940）に記載された事例記録を「進展事例」と総称する。

2) 拙稿(坪井2008b)の分析結果に基づく組織特性類型の特徴は次のとおりである。[類型Ⅰ] 設立当初における組織の設立主体が行政機関、委員の名称が方面委員、行政区画の規模が道府県である。[類型Ⅱ] 設立当初における組織の設立主体が行政機関、委員の名称が方面委員以外、行政区画の規模が道府県である。[類型Ⅲ] 設立当初における組織の設立主体が行政機関、委員の名称が方面委員、行政区画の規模が市町村である。[類型Ⅳ] 設立当初における組織の設立主体が行政機関以外、委員の名称が方面委員以外、行政区画の規模が道府県である。[類型Ⅴ] 設立当初における組織の設立主体が行政機関、委員の名称が方面委員以外、行政区画の規模が市町村である。[類型Ⅵ] 設立当初における組織の設立主体が行政機関以外、委員の名称が方面委員以外、行政区画の規模が市町村である。[類型Ⅶ] 設立当初における

組織の設立主体が行政機関以外、委員の名称が方面委員、行政区画の規模が市町村である。[類型Ⅷ] 設立当初における組織の設立主体が行政機関以外、委員の名称が方面委員、行政区画の規模が道府県である。

3) 分析対象の事例記録を抽出する論拠は、以下のとおりである。①行政区画単位の組織化に基づき方面委員の実践は進展してきたという先行研究の成果を基盤とする。具体的には、本研究(第1章第4節)で分析した方面委員の所属組織特性類型(Ⅰ～Ⅷ)のうち、複数の行政区画が属する類型(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ)から2つの行政区画を抽出し、単独の行政区画が属する類型(Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ・Ⅷ)は当該行政区画を抽出する。②原則として、3つの内容類型(「一般取扱」「生業扶助」「軍事扶助」)が全て揃った行政区画の事例記録を抽出する。Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの類型で上記の内容類型が揃った行政区画が3地域以上ある場合は、次の基準として「進展事例」の事例記録が掲載された行政区画を抽出する。以上の論拠に基づき抽出した事例記録は下記のとおりである。

〔組織特性類型Ⅰ〕(計12件)

大阪府①『前非を悔いてぬかづく墓前一前科十三犯を精算して四十幾年目に一』(一般取扱1934)。大阪府② 無題(進展事例1935)。大阪府③『欠食児童の家庭調査より』(一般取扱1938)。大阪府④『資金の融通に依る家運の挽回』(生業扶助1938)。大阪府⑤『内妻の戸籍整理と戦死後の紛議解決』(軍事扶助1940)。大阪府⑥『授産所と母子寮に付いて』(進展事例1940)。静岡県①『日蔭者にも救の手』(一般取扱1934)。静岡県②『新興生活生殖館の建設』(進展事例1935)。静岡県③『養鶏失敗による神経衰弱者を救助』(生業扶助1938)。静岡県④『帰還軍人の精神指導と銃後家庭を強化善導』(軍事扶助1940)。静岡県⑤『満十三年間一銭の寄附も仰がず』(進展事例1940)。静岡県⑥『圀圀の者生業資金の援助で更生』(一般取扱1941)。

〔組織特性類型Ⅱ〕(計10件)

京都府①『救療施設に就て』(進展事例1935)。京都府②『あまりにも悲惨な!』(一般取扱1938)。京都府③『共同計画に依る生業扶助』(生業扶助1938)。京都府④『病後の妻と三児を残して応召』(軍事扶助1938)。京都府⑤『西陣賃織の向上を図る』(進展事例1940)。北海道①『働く者の喜び』(一般取扱

1935)。北海道② 無題 (進展事例1935)。北海道③『家主の温情に縋る』(一般取扱1938)。北海道④『困窮の母子を更生させる迄』(生業扶助1938)。北海道⑤『家業を持続させた体験』(軍事扶助1938)。

[組織特性類型Ⅲ] (計9件)

長崎県①『悪兄の奸策を破る隣人愛』(一般取扱1935)。長崎県②『身売から救助して就職させるまで』(一般取扱1938)。長崎県③『赤貧洗ふが如き生活困窮から更生迄』(生業扶助1938)。長崎県④『応召軍人家族が危く母子心中一步手前で方面委員に救はる』(軍事扶助1938)。広島県①『貪慾男に虐げられる母子』(一般取扱1935)。広島県②無題 (進展事例1935)。広島県③『農村振興策としての防貧施設事業』(一般取扱1938)。広島県④『職業斡旋及生業資金により更生』(生業1938)。広島県⑤『英霊の心になりて』(軍事扶助1942)

[組織特性類型Ⅳ] (計10件)

滋賀県①『禍の“出生地”を喜びの生活に変へて』(一般取扱1934)。滋賀県②無題 (進展事例1935)。滋賀県③『母子心中の救助から更生へ』(一般取扱1938)。滋賀県④『不具の夫を護って健闘する妻』(生業扶助1938)。滋賀県⑤『戦没者の父を生業扶助で精神教化』(軍事扶助1940)。東京府①『貧家の死産を救ふ』(一般1934)。東京府②『不幸なる一家を更生に導く迄』(一般取扱1938)。東京府③『生業扶助刻苦七年、中堅市民となる』(生業扶助1938)。東京府④『不幸な出征軍人家族の保護』(軍事扶助1938)。東京府⑤『総合保護施設の出現迄』(進展事例1940)

[組織特性類型Ⅴ] (計4件)

富山県①無題 (進展事例1935)。富山県②『不倫の養母を監督輔導し後顧の憂をなくす』(軍事扶助1940)。富山県③『失業女給を更生』(一般取扱1941)。富山県④『悲運な一家を見護りて』(生業扶助1942)

[組織特性類型Ⅵ] (計5件)

青森県①無題 (進展事例1935)。青森県②『老孤独者を救助し感謝の生活へ導く』(一般取扱1938)。青森県③『生活困窮から扶助更生』(生業扶助1938)。青森県④『生活扶助を生業扶助に変えて銃後家庭を援護』(軍事扶助1940)。青森県⑤『半島同胞出身もこの努力』(進展事例1940)

[組織特性類型Ⅶ] (計1件)

香川県①『国庫の補助必要』(一般取扱1941)

[組織特性類型Ⅷ] (計5件)

佐賀県①『都市の部—A市方面事業助成会の授産事業』(進展事例1935)。佐賀県②『農村の部—佐賀県A郡B村隣保事業』(進展事例1935)。佐賀県③『沈淪の淵より一家を救出更生の首途へ』(一般取扱1941)。佐賀県④『二十年来苦心育成した三子と其老母』(軍事扶助1941)。佐賀県⑤『夫の没後辛苦十年一家を更生』(生業扶助1942)

なお、事例記録に記載された固有名詞の扱いは研究倫理の観点から配慮する必要がある。上記の事例記録を確認したところ、方面委員が支援する人達の氏名は全て仮名で記載されていた。そこで本研究も原文のまま仮名を記載する。一方、本文と各表で記載した実践主体(実名)および事例記録の地名(道府県と市を除く固有名詞)は匿名に置き換える。

4) ①組織的運動に関する独立変数は7の「所属組織」に含む。②WordMiner<sup>®</sup>の分析では「基数2～3」(単語を2～3の範囲で組み合わせる)と設定したため、同じ語を含むキーワードが複数抽出される。分類項目1～8と同じ語を含むキーワードは「その他」に分類した。③時期(元号や年)に関するキーワードは少ないため、別の分析方法(詳細は後述)で分類する。また、表1で示した分類項目は、下記のとおり拙稿(坪井2008b)が設定した従属変数(方面委員による実践の内在的諸要素)と独立変数(方面委員の実践を取り巻く外在的要因)に該当する。

[分類項目1:実践主体] 従属変数の「①実践主体」に該当する。

[分類項目2:実践の対象者] 従属変数の「②実践の対象者」に該当する。

[分類項目3:実践の内容] 従属変数の「③実践の内容」に該当する。

[分類項目4:実践の目的] 従属変数の「④実践の目的」に該当する。

[分類項目5:実践の方法] 従属変数の「⑤実践の方法」に該当する。

[分類項目6:政策・制度] 独立変数の「①方面委員に関連する政策」に該当する。

[分類項目7:所属組織] 独立変数の「②方面委員の組織的運動」と「④所属組織の特性」に該当する。

[分類項目8:実践地域] 独立変数の「③実践地域

の特性」に該当する。

5) 表2～表57のキーワードには、現代日本の社会通念上、不適切な表現も含まれている。しかしながら、分析対象の方面委員による実践特性を示すキーワードとして、本稿は事例記録から抽出された原文のまま記載した。

## 文 献

- 坪井真 (2008a) 「方面委員に関する先行研究のメタ分析」『長野大学紀要』30 (1)、71-83
- 坪井真 (2008b) 「方面委員に関する先行研究のメタ分析」『長野大学紀要』30 (3)、71-86
- 全国民生委員児童委員協議会 (1988) 『民生委員制度七十年史』全国民生委員児童委員協議会
- 全日本方面委員連盟 (1934) 『方面委員叢書第一号 方面委員取扱実例集』全日本方面委員連盟
- 全日本方面委員連盟 (1935) 『方面委員叢書第二号 方面委員取扱実例集』全日本方面委員連盟
- 全日本方面委員連盟 (1938) 『方面委員叢書第九号 生業扶助実話 (方面委員取扱)』全日本方面委員連盟
- 全日本方面委員連盟 (1938) 『方面委員叢書第十号 一般取扱実話 (方面委員取扱)』全日本方面委員連盟
- 全日本方面委員連盟 (1938) 『方面委員叢書第十一号 軍事扶助実話 (方面委員取扱)』全日本方面委員連盟
- 全日本方面委員連盟 (1940) 『方面委員叢書第十二号 軍事援護実例 (方面委員取扱)』全日本方面委員連盟
- 全日本方面委員連盟 (1940) 『方面委員叢書第十三号 一般取扱実例 (方面委員取扱)』全日本方面委員連盟
- 全日本方面委員連盟 (1940) 『方面委員叢書第十六号 方面委員取扱進展実例集』全日本方面委員連盟
- 全日本方面委員連盟 (1941) 『方面委員叢書第十七号 方面委員取扱実例集』全日本方面委員連盟
- 全日本方面委員連盟 (1941) 『方面事業二十年史』遠藤興一解説 (1997) 「戦前期社会事業基本文献集54」日本図書センター
- 全日本方面委員連盟 (1942) 『方面委員叢書第十九号 方面委員取扱実例集 まごころの記録』全日本方面委員連盟